

# ヘリコプターテレビ撮影装置運用要綱の制定について

(昭和61年7月22日甲通達装第19号)

ヘリコプターテレビ撮影装置の運用については、「ヘリコプターテレビ撮影装置の運用について」(昭和60年装第175号)により、暫定運用してきたところであるが、このたびヘリコプターテレビ撮影装置をより効果的に活用するための機器である可搬型自動追尾装置が導入されたことに伴い、別添のとおり「ヘリコプターテレビ撮影装置運用要綱」(以下「要綱」という。)を制定したので効率的な運用に努められたい。

別添

## ヘリコプターテレビ撮影装置運用要綱

### 第1 目的

この要綱は、ヘリコプターテレビ撮影装置(以下「ヘリテレ装置」という。)を適正かつ効率的に運用するため必要な事項を定めることを目的とする。

### 第2 準拠

ヘリテレ装置の運用については、この要綱によるほか、警察用航空機の運用等に関する訓令(平成5年県本部訓令第27号。以下「航空機運用訓令」という。)による。

### 第3 用語の定義

この要綱における用語の定義は、次のとおりとする。

- 1 ヘリテレ装置とは、ヘリコプター搭載装置、基地局装置及び可搬型自動追尾装置をいう。
- 2 ヘリコプター搭載装置とは、ヘリコプターに搭載されたカラーテレビ、映像送信装置、連絡用無線装置、VTR装置、制御電源装置、映像送信空中線装置及び防振装置をいう。
- 3 基地局装置とは、自動追尾空中線装置、映像受信装置、連絡用無線装置、映像音声分配装置、テレビ操作台、VTR装置及び端末モニターテレビをいう。
- 4 可搬型自動追尾装置とは、可搬型自動追尾空中線装置、可搬型映像受信装置、連絡用無線装置、映像音声分配装置、VTR装置及び電源装置をいう。

### 第4 使用基準

ヘリテレ装置は、その特性を活用できる次に掲げる場合に使用するものとする。

- 1 地震、津波、風水害などの災害
- 2 重大な事件事故
- 3 大規模な警備実施
- 4 警衛・警護
- 5 重要な交通対策
- 6 その他本部長が必要と認めた場合

### 第5 使用手続

ヘリテレ装置の使用を必要とする場合には、航空機運用訓令第12条の規定に基づき手続を行うものとする。

なお、県本部警備課長（以下「警備課長」という。）は、所属長からヘリテレ装置の使用要請があった場合には、速やかに静岡県情報通信部機動通信課長に通報するものとする。

#### 第6 連絡員の派遣等

ヘリテレ装置使用者は、ヘリテレ装置開局に際しては、連絡員をテレビ操作室へ派遣するとともに、開局中は、関係所属と緊密な連絡を保つものとする。

#### 第7 操作等

ヘリテレ装置の操作等は、次により行うものとする。

- 1 ヘリコプター搭載装置は、航空隊員が操作すること。
- 2 テレビ操作台は、県本部警備課（以下「警備課」という。）、県本部緊急事態対策課、県本部地域課若しくは県本部通信指令課の職員又はヘリテレ装置の使用所属員が操作すること。
- 3 可搬型自動追尾装置の搬送は、使用所属員が行うこと。

#### 第8 障害が発生した場合の措置

ヘリテレ装置に障害が発生した場合は、次により措置するものとする。

- 1 ヘリテレ装置の操作従事者は、ヘリテレ装置に障害が生じたときは、直ちに警備課長にその状況を報告すること。
- 2 前記1の規定による報告を受けたときは、警備課長は、速やかに静岡県情報通信部機動通信課長にその内容を通報すること。

#### 第9 損傷報告

ヘリテレ装置使用者は、ヘリテレ装置を亡失し、又は損傷した場合には、速やかにその状況を本部長に報告（警備課経由）するものとする。